

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について（議案第153号）

情報政策課

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の提供等を定める規定において、引用する法律の字句を改める。

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日